



一般社団法人 千葉県社会福祉士会

## 第7回定時総会

資 料

(別 紙)

開催日：2019年6月23日(日) 13:30～(受付13:00～)

会 場：ホテルリブマックス千葉美浜 2階 会議室

# 一般社団法人千葉県社会福祉士会 正会員に対する苦情に関する手続規則（案）

規則第〇号  
〇〇年〇月〇日制定

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の正会員に対して、本会に、苦情等の相談があった場合、あるいは苦情申立がされた場合の手続を規定する。なお、苦情申立とは苦情が別途定められた文書で行われた場合をいう。

### （指針・姿勢）

**第2条** 正会員に対して、苦情等の相談があった場合、あるいは苦情申立がされた場合には、以下に掲げる基本的な指針・姿勢に基づいてその対応を行う。

- （1）摘発を目的とするものではなく、本手続規則に従った苦情申立を前提として対応する。
- （2）事実関係を十分調査した上で、倫理綱領・行動規範に照らして不適切であるか否かを判断する。
- （3）いわれなき誹謗中傷などにより正会員が不当に非難されることがないように正会員の権利を擁護する。

### （申立人）

**第3条** 苦情申立ができる者（以下「申立人」という。）は、次の各号の者とする。

- （1）利用者
- （2）施設等関係者
- （3）本会正会員
- （4）その他個人及び団体

### （被申立人）

**第4条** 苦情申立を受けた正会員（以下「被申立人」という。）は、次の権利を行使することができる。

- （1）代理人2名以内の選任
- （2）審議における弁明
- （3）決定に対する不服の申立

### （委員の除斥、忌避及び回避）

**第5条** 申立人或いは被申立人となった倫理委員会の委員は、苦情申立の審査・審議・調査等に加わることはできない。

### （苦情相談対応機関）

**第6条** 苦情等の相談への対応は、苦情相談対応窓口、苦情相談対応機関が行う。

- 2 苦情相談対応窓口とは、本会事務局をいい、受け付けた苦情等などの相談内容を速やかに事務局長に報告しなければならない。
- 3 苦情相談対応機関とは、本会事務局長および各委員会の苦情相談対応担当者により構成される苦情初期対応チームをいう。苦情初期対応チームは、相談者から苦情相談対応窓口相談のあった内容について、相談者に対し苦情申立を行うかどうかを確認し、その方法及び手順等を説明する。

### （苦情申立対応機関）

**第7条** 苦情申立への対応は、苦情対応窓口、苦情対応機関及び苦情調査機関が行う。

- 2 苦情対応窓口とは、本会事務局をいい、受け付けた苦情の申立内容を速やかに事務局長に報告しなければならない。
- 3 苦情対応機関とは、本会事務局長および倫理委員会、総会をいい、次の権限をもつ。

- (1) 倫理委員会は、苦情申立の調査、審査・審議を行い、処分案を会長に報告する。
  - (2) 総会は、被申立人の除名処分について議決する。
- 4 苦情調査機関とは、調査委員をいう。調査委員は、苦情申立書に記載された事実の内容及びその事実の有無に関する調査を行い、調査報告書を作成する。

## 第2章 手 続

### (受付窓口)

第8条 苦情申立の受付窓口は、本会事務局とする。

### (申立方法)

第9条 苦情申立は文書で行う。

### (受付要件)

第10条 苦情申立の文書が次に掲げる要件を備える場合、本会は苦情申立を受理する。

- (1) 被申立人を特定できること。
- (2) 申立人の連絡先（氏名・住所・電話番号）が特定できること。
- (3) 苦情内容が明記されていること。
- (4) 当該事由が発生した時期が特定できること。

### (審査開始)

第11条 前条に基づいて苦情申立書が受理された場合、倫理委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、原則として1か月以内に倫理委員会を招集し、倫理委員会は、審査を開始するか否かを決定する。

2 倫理委員会は、申立人及び被申立人に対し、第1項の決定結果を通知する。

### (懲戒基準)

第12条 定款第9条に規定する除名を含む懲戒の種類並びに基準は、一般社団法人千葉県社会福祉士会懲戒に関する規則（以下「懲戒規則」という。）による。

### (弁明)

第13条 次条による審議を行う場合には、被申立人に弁明の機会を与えなければならない。

2 倫理委員会は、弁明の経過及び結果について記録を作成する。

### (審査及び報告)

第14条 倫理委員会は、調査委員から提出された調査に関する報告書、及び被申立人の弁明の結果をもとに審査及び審議を行い、その経過及び結果につき報告書を作成し、会長に報告する。

2 懲戒規則に基づき被申立人の懲戒処分が必要と考えられる場合には、前項の報告書には倫理委員会が相当と考える懲戒処分案をも含めるものとする。

3 倫理委員会は、審査及び審議の経過及び結果について記録を作成する。

### (処分の執行)

第15条 本会会長は、前条の処分案に基づき処分を決定する。但し、除名の場合は総会で決議しなければならない。

### (通知及び報告)

第16条 本会会長は、前条の決定内容を被申立人に通知するとともに、申立人に報告する。

2 前項の通知は、被申立人に対し、本会に出頭を求め、会長から手交するものとする。ただし、被申立人が指定された日時に出頭しないときは、被申立人の住所に通知を送付するものとする。

#### (再審査請求及び不服申立)

**第17条** 申立人は、決定報告を受けた後30日以内に再審査請求をすることができ、本会会長に請求をするものとする。

2 被申立人は、処分の通知を受けた後30日以内に不服申立をすることができ、本会会長に不服申立をするものとする。

3 第1項に定められた期間内に申立人から再審査請求がされなかった場合には処分の決定は確定する。

4 第2項に定められた期間内に被申立人から不服申立がされなかった場合には、処分の決定は確定する。

#### (執行停止)

**第18条** 申立人による再審査請求又は被申立人による不服申立の審査が行われている間は、処分の執行を停止する。

#### (再度の審査)

**第19条** 被申立人の不服申立による再度の審査の手続きは第14条乃至第16条を準用する。

### 第3章 報告等

#### (報告)

**第20条** 本会会長は、被申立人の除名の執行が確定したときは、日本社会福祉士会に報告し、また、日本社会福祉士会と連名で厚生労働省に報告する。

#### (秘密保持義務)

**第21条** 苦情対応機関等に属する者は、その職務上知り得た秘密を厳守しなければならない。なお、苦情対応機関等に属さなくなった後も同様とする。

#### (公表)

**第22条** 処分の公表は、処分の執行が確定した後、本会会長が行う。

2 処分の公表の範囲・方法は、理事会で定める。

#### (文書の取り扱い)

**第23条** 苦情申立に関係する文書は、本会事務局で永年間保存する。

2 倫理委員会以外の者が前項の文書を閲覧することはできない。ただし、被申立人及び申立人が委員長の許可を得た場合には、許可された範囲及び条件で閲覧することができる。

#### (規則の改廃)

**第24条** この規則を改廃するときは、倫理委員会又は理事会の発議に基づき、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

1 この規則は、〇〇年〇月〇日より施行する。ただし、この規則施行の際に、既に手続が開始されている事案については、なお従前の例による。

## 一般社団法人千葉県社会福祉士会 懲戒に関する規則（案）

規則第〇号  
〇〇年〇月〇日制定

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第9条に基づき本会の正会員を除名する場合、あるいはその他の懲戒処分をする場合の種類並びに基準を定め、もって正会員である社会福祉士の倫理基準の維持・向上を図ることを目的とする。

### （懲戒の種類）

第2条 本会は、正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行った場合、以下の懲戒処分を行うことができる。

- （1）厳重注意
- （2）戒告
- （3）除名

### （厳重注意）

第3条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、正会員に反省の意思があり、情状酌量の余地がある場合には、厳重注意とする。

### （戒告）

第4条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として不適切な対応や態度が見られる場合には、戒告とする。

### （除名）

第5条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として極めて不適切である場合には、除名とする。

### （懲戒の処分実施）

第6条 本会が、正会員に対し第2条の懲戒処分を行う場合には、本会の正会員に対する苦情に関する手続規則に基づかなければならない。

### （調査受忍義務）

第7条 正会員は、正当な事由がある場合を除き、本会或いは倫理委員会の調査及び事情聴取に応じ、事実関係の解明に協力する義務がある。

### （対象の身分）

第8条 苦情申立を受けた正会員は、第6条に記載の規則により処分が確定するまで、正会員としての身分は保持される。

### （規則の改廃）

第9条 この規則を改廃するときは、倫理委員会又は理事会で発議し総会の承認を得なければならない。

### 附 則

1 この規則は、〇〇年〇月〇日から施行する。

## 一般社団法人千葉県社会福祉士会 倫理委員会規則（案）

規則第〇号  
〇〇年〇月〇日制定

### （根拠）

第1条 一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条第5号に基づき、本会に所属する社会福祉士の倫理及び資質の向上に資するために倫理委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

### （委員会の位置づけ）

第2条 本委員会は、その目的を達成するために本会の組織において独立した立場で活動するものとする。

### （組織）

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）本会に所属する社会福祉士3名
- （2）本会に所属する社会福祉士以外で社会福祉士の倫理及び資質向上等に知見を有する者4名
- 2 前項1号の委員は、別途定める倫理委員会委員選任規程に基づき選任する。但し、会長を委員に選任することはできない。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。委員長は、副委員長1人を選任することができる。
  - （1）委員長は、本委員会を主宰する。
  - （2）副委員長は、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めるところにより、その職務を代理する。

### （招集）

第4条 委員長は、本委員会を招集し、議長となる。

- 2 本委員会を招集するには、会日より1週間前に委員に対してその通知を発しなければならない。ただし緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。
- 4 本委員会は、委員全員の同意があつたときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

### （任期）

第5条 委員の任期は2年とし、4期を超えることはできないものとする。

- 2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （解任）

第6条 委員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

### （審議事項）

第7条 本委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- （1）本会に所属する社会福祉士の行動規範に関すること。

- (2) 本会に所属する社会福祉士の懲罰に関する事。
- (3) 本会に所属する社会福祉士に対する苦情、中傷等に関する事。
- (4) その他(1)から(3)に関連する事。

(開催)

第8条 本委員会は、苦情申立書が提出された場合に審査を行うために開催する。

2 苦情申立書が提出されない場合でも、定例会は、原則として1年に1回12月までに開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めた場合及び委員の3分の2以上の開催要求があった場合に開催する。

(議決数)

第9条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、出席した委員の過半数をもって議決する。

(委員以外の出席者)

第10条 本委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(細則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、本委員会又は理事会の発議に基づき、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、〇〇年〇月〇日より施行する。

## 議案第 6 号

### 一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則

規則第 6 号

＜制定＞平成 25 年 5 月 25 日

#### (目的)

第 1 条 この規則は、社団法人日本社会福祉士会における倫理綱領・行動規範の遵守による本会会員の倫理性の維持・向上を目的とした苦情対応及び懲戒において、公平の観点から全国で統一的な調査及び審議を行うために基本的な事項を定めることを目的とする。

#### (苦情受付)

第 2 条 本会に所属する正会員に対する苦情は本会で受け付ける。

#### (調査・審査)

第 3 条 本会が受け付けた苦情は社団法人日本社会福祉士会に通知し、その調査及び審査を社団法人日本社会福祉士会に委託する。

#### (処分)

第 4 条 本会は社団法人日本社会福祉士会が行った調査及び審査結果にもとづき懲戒処分を行う。

#### (通知)

第 5 条 懲戒処分の結果については、本会と社団法人日本社会福祉士会の連名で苦情の申立人及び被申立人に通知する。

#### (公表)

第 6 条 懲戒処分の公表については、本会と日本社会福祉士会の連名で行う。

#### (委託契約)

第 7 条 第 2 条から第 6 条にかかる事項を執行するため、別途、本会と社団法人日本社会福祉士会の間で守秘義務を含む業務委託契約を結ぶ。

#### (委任)

第 8 条 この規則に定めるほか、運営等に必要となる細目事項は、理事会において別に定める。

#### (改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

#### 附則

1 この規程は、制定の日から施行する。



議案第7号

倫理委員会委員の選任について

倫理委員会委員を選任することについて、総会の承認を求めます。

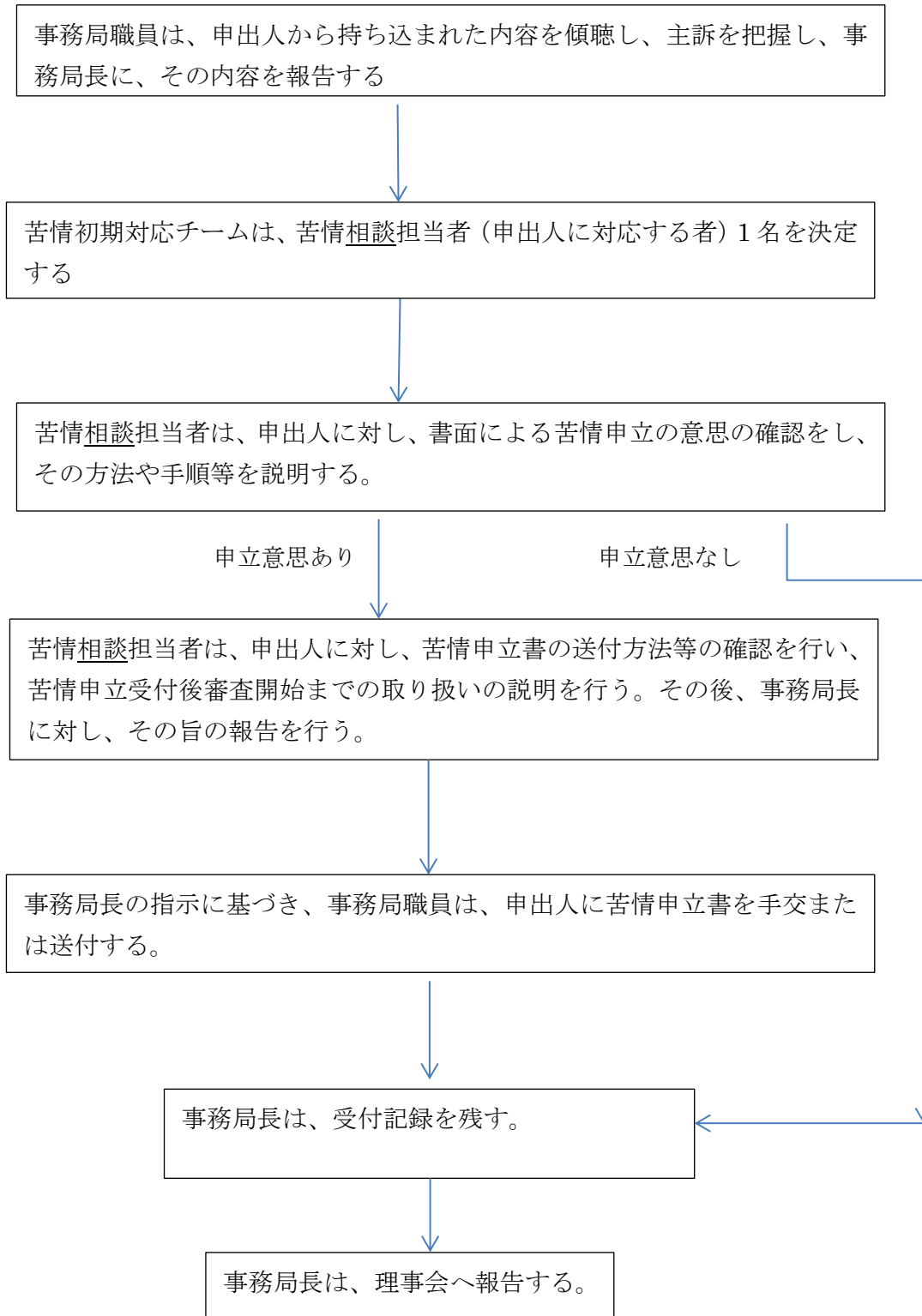
NO	氏名	所属団体
1	山崎 泰介	千葉県社会福祉士会
2	三橋 俊一	千葉県社会福祉士会
3	奥野 不二子	千葉県社会福祉士会
4	佐久間 貴幸	千葉県弁護士会
5	池亀 由紀江	千葉司法書士会
6	松尾 明子	千葉県精神保健福祉士協会
7	浅野 慎治	千葉県医療ソーシャルワーカー協会

## 苦情受付、審査開始の判断の手順

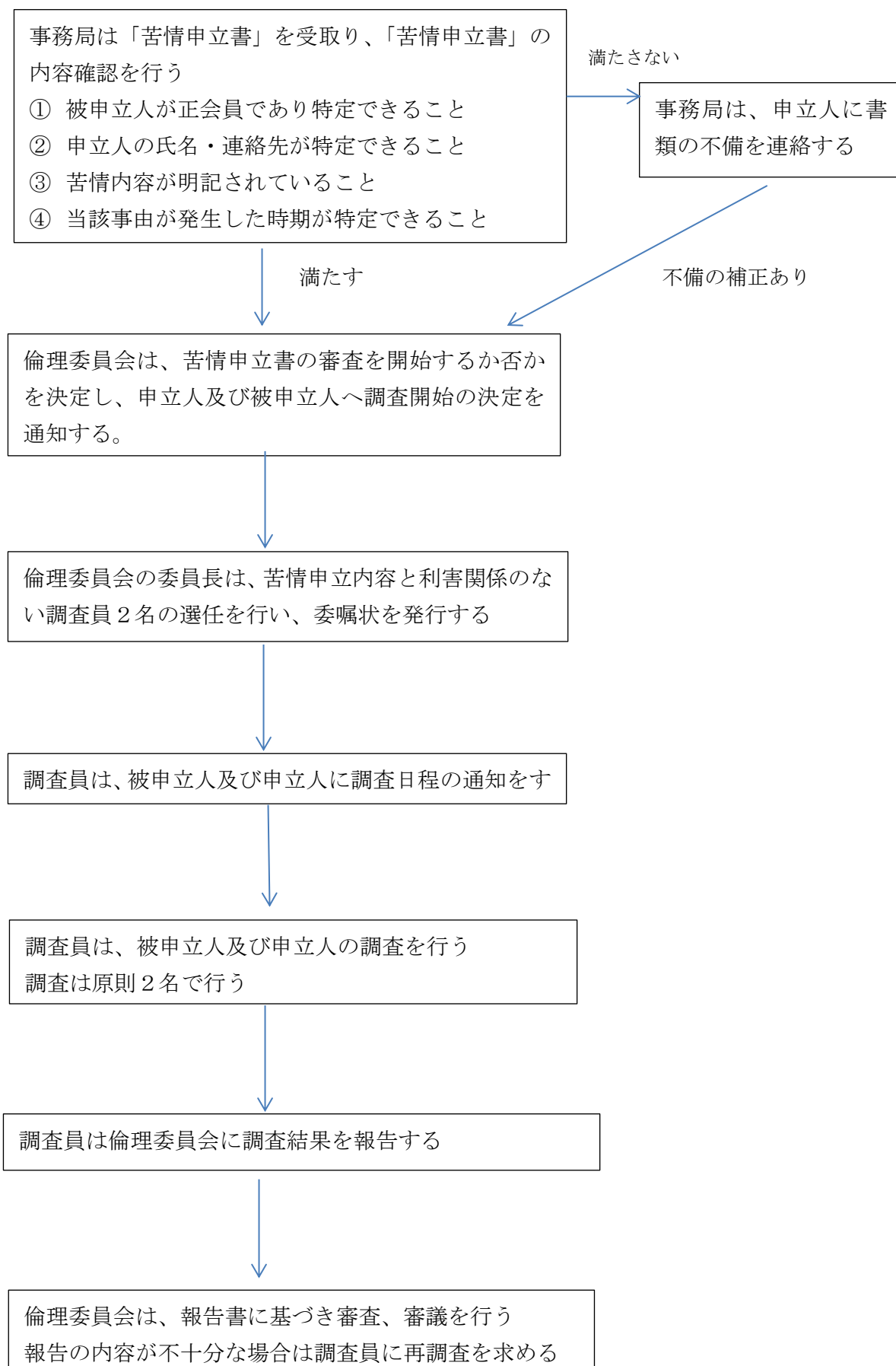
### 苦情相談から苦情申立書の送付まで

苦情の申出・相談（電話、文書、FAX、E-mail、来所）

「苦情初期対応チーム」は、事務局長及び本会の各委員会の苦情相談対応担当者（1名）で構成するものとし、苦情相談内容に応じて、事務局長が担当する苦情相談担当者を決定する。



苦情申立書の受取から総会での処分確定まで



倫理委員会は調査報告に基づき、処分案（厳重注意・戒告・除名）を議決する。被申立人には弁明の機会を与える。

倫理委員会は議決した内容（弁明の結果を含む）を会長に報告する。会長は、倫理委員会の処分案に基づいて処分内容を決定し、被申立人には報告を、申立人には通知を行う

除名

戒告または厳重注意

総会に除名議案が提出され、総会における弁明の機会を経て、総会の決議により処分が決定さ

申立人からの再審査請求なし⇒再審査請求期間（30日）の経過

被申立人による不服申立てなし⇒不服申立期間（30日）の経過

再審査請求或いは不服申立てが認められ、倫理委員会による再審査を開始した場合、再度の審査の結果、戒告又は厳重注意のときは会長が再度処分を決定する事により処分が確定する。除名のときは総会に議案が再上程され、決議により処分が確定する。

再審査請求、不服申立てなし⇒再審査請求・不服申立期間の経過（それぞれ30日）

処分が確定する

会長は懲戒処分を公表する